

**令和8年度**

# **総会資料**

日 時 令和8年5月8日(金)午後6時30分～  
会 場 橘出張所2階大会議室

**橘地区連合自治会**

# 次 第

- 1 開会のことば
- 2 あいさつ
- 3 来賓あいさつ
- 4 新町会長・自治会長紹介
- 5 議長選出
- 6 議 事
  - 議案第1号 令和7年度 事業報告
  - 議案第2号 令和7年度 収支決算報告
  - 令和7年度 会計監査報告
  - 議案第3号 令和8年度 事業計画（案）
  - 議案第4号 令和8年度 収支予算（案）
  - その他
- 7 表彰状・感謝状贈呈者 紹介
- 8 閉会のことば

# 議案第1号

## 令和7年度 橘地区連合自治会 事業報告

月	日	事業名	内 容	場 所
4	17	理事会	* 令和7・8年度橘地区連合自治会 役員・理事の改選について * 各種役員の派遣について * 令和7年度総会の議案について * 退任町会長及び町会役員の表彰について	橘出張所
	24	第46回橘ふるさと祭り 第1回企画委員会	* 橘ふるさと祭り(実施要項・予算等)について	橘出張所
5	9	総会	* 令和6年度事業報告・決算報告について * 令和7年度事業計画案・予算案について * 令和7年度役員・理事の変更案について * 退任町会長及び町会役員の表彰 * その他	橘出張所
	14	区全町内会連合会 役員会	* 令和6年度事業報告・決算報告について * 令和7年度事業計画案・予算案について * 役員改選案について * 各種役員の派遣について	高津区役所
		区全町内会連合会 総会	* 令和6年度事業報告・決算報告について * 令和7年度事業計画案・予算案について	高津区役所
	22	理事会(臨時)	* 橘地区連合自治会 増田副会長逝去に伴う今後の対応について * 令和7年度川崎市全町内会連合会对市要望事項について * 令和9年度に向けた「橘ふるさと祭り」検討プロジェクトへのメンバー選出について	橘出張所
		町会長会議	* 橘ふるさと祭りの開催について * 令和7年度年会費の納入について	橘出張所
7	11	市全町内会連合会 総会	* 令和6年度事業報告・決算報告について * 令和7年度事業計画案・予算案について	総合自治会館
	16	第57回橘地区親子運動 会 企画委員会	* 橘地区親子運動会の開催について	橘出張所
	23	理事会(臨時)	* 増田信一郎副会長逝去に伴う橘地区連合自治会理事・役員及び 各種団体派遣役員について * 退任町会長及び町会役員の表彰について * 令和7年度 川崎市全町内会連合会对市要望事項について	橘出張所
		第46回橘ふるさと祭り 最終実行委員会	* 橘ふるさと祭り(全体スケジュール等)について	橘出張所
8	3	第46回橘ふるさと祭り	* 明るく住みよい豊かなまちづくりを目的に、ふるさと芸能大会、お 楽しみ抽選会、子ども広場、各種啓発コーナー、地元農産物直売 コーナー、環境学習コーナー等、盛大に開催。 (来場者約6,000人)	市民プラザ
	21	理事会	* 町会長研修会について * 市内統一美化活動について	橘出張所
		第57回橘地区親子運動 会 第1回実行委員会	* 橘地区親子運動会の開催について	橘出張所
	29	町会長会議	* 橘ふるさと祭り結果報告について * 橘地区親子運動会の開催について * 町会長研修会について * 市内統一美化活動について	橘出張所

月	日	事業名	内容	場所
10	2	第57回橘地区親子運動会 最終実行委員会	*団体競技種目申し込み状況について *当日の役割分担について	橘出張所
	19	第57回橘地区親子運動会	*橘地区のスポーツの祭典として行われ、近隣相互の親睦を深めた。(参加者約1,000人)	橘中学校
11	7	町会長研修会	*川崎臨海部(JFEスチール株式会社敷地内見学、巡視船乗船)他 (24名参加)	川崎市内他
	20	理事会	*青少年指導員、スポーツ推進委員の推薦について *「第47回橘ふるさと祭り」開催に向けた要望事項等について *町内会・自治会長永年勤続功労者表彰受賞者について *令和8年賀詞交換会について *町内会・自治会活動応援補助金について	橘出張所
	27	第40回市全町内会大会	*町内会・自治会長永年勤続功労者表彰・退任役員等感謝状贈呈 (橘地区) (15年勤続町内会・自治会長) 市宮久未団地自治会 岩村 良雄 会長 (10年勤続町内会・自治会長) 子母口富士見台町内会 佐藤 馨 会長 久未表A住宅自治会 黒瀬 清 会長 蟹ヶ谷檜ヶ崎自治会 歳川 末義 会長 (5年勤続町内会・自治会長) 南たちばな自治会 藤野 周平 会長	総合自治会館
	28	町会長会議	*青少年指導員、スポーツ推進委員の推薦について *町内会・自治会活動応援補助金について *令和8年賀詞交換会について *「第47回橘ふるさと祭り」開催に向けた要望事項等について	橘出張所
1	10	令和8年高津区 賀詞交換会	*区全町内会連合会・区社会福祉協議会(二団体)の主催	ホテルKSP
	15	理事会	*川崎市自治功労賞受賞者について *派遣役員の推薦について	橘出張所
		橘地区連合自治会理事・ 橘分団合同会議	*第49回橘地区自主防火防災訓練について	橘出張所
	22	町会長会議	*第49回橘地区自主防火防災訓練について	橘出張所
2	6	区全町内会連合会 研修会(第1回)	*「町内会における個人情報の取扱い～個人情報って難しい!～」 講師:田園調布大学副学長 村井 祐一 氏	高津区役所
	9	川崎市自治功労賞 贈呈式	*令和7年度(第38回)高津区(橘地区)受賞者 子母口富士見台町内会 佐藤 馨 氏	総合自治会館
3	1	第49回橘地区自主 防火防災訓練	*参加型訓練を実施。炊き出し訓練、放水訓練、避難所開設訓練 等の実施(来場者約800人)	橘小学校
	4	理事会	*令和8年度橘地区連合自治会総会について *派遣役員の推薦について	橘出張所
	17	区全町内会連合会 研修会(第2回)	*「町内会における個人情報の取扱い～個人情報って難しい!～」 講師:田園調布大学副学長 村井 祐一 氏 ※2/6に開催された第1回の意見交換で出た課題等へのアドバイス	高津区役所

## 議案第2号

### 令和7年度 橘地区連合自治会 収支決算

収入金額	6,458,809 円
支出金額	3,445,664 円
差引金額	3,013,145 円 (令和8年度へ繰越)

#### 〈収入の部〉

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	比較増△減	備 考
会 費	2,632,320	2,607,690	△ 24,630	各町会世帯数×8円×12ヶ月※
交 付 金	760,000	762,464	2,464	川崎市全町内会連合会から
繰 越 金	2,960,187	2,960,187	0	前年度からの繰越金
雑 収 入	1,784	128,468	126,684	貯金利息、研修会参加費
合 計	6,354,291	6,458,809	104,518	

※会費欄中、各町会世帯数は、令和7年度住民組織調査票での加入世帯数

#### 〈支出の部〉

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差引残額	備 考
総 務 費	1,094,000	647,457	446,543	
会 議 費	160,000	48,454	111,546	総会、理事会、町会長会議費用
事 務 費	240,000	199,148	40,852	事務用品他
通 信 費	104,000	56,075	47,925	切手、ハガキ、郵送代
渉 外 費	300,000	300,000	0	連合自治会会長交際費
旅 費	40,000	0	40,000	
被 服 費	50,000	0	50,000	
備 品 購 入 費	200,000	43,780	156,220	ラミネーター

〈支出の部〉つづき

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差引残額	備 考
事 業 費	1,130,000	1,034,953	95,047	
社会福祉費	80,000	80,000	0	橘地区社協(高齢者福祉事業補助金)
親睦活動費	800,000	704,953	95,047	
親子運動会	300,000	300,000	0	第57回橘地区親子運動会
町会長研修会	500,000	404,953	95,047	川崎臨海部 他
防災訓練費	250,000	250,000	0	第49回橘地区自主防火防災訓練
事業委託費	500,000	500,000	0	橘地区スポーツ活動振興会
助 成 費	570,000	570,000	0	
橘地区スポーツ推進委員会	50,000	50,000	0	
橘地区青少年指導員会	50,000	50,000	0	
交通部長会橘支部	50,000	50,000	0	
交通安全母の会橘分会	50,000	50,000	0	
橘地区老人クラブ連合会	50,000	50,000	0	
子ども会橘地区	50,000	50,000	0	
橘消防分団	170,000	170,000	0	
美化運動高津支部	100,000	100,000	0	
表彰慶弔費	250,000	148,500	101,500	退任町会長・役員記念品・見舞金等
負 担 金	650,000	534,754	115,246	
市全町連会費	60,000	54,324	5,676	世帯数(27,162)×2円
区全町連会費	90,000	81,486	8,514	世帯数(27,162)×3円
区社協会費	10,000	10,000	0	
地区社協会費	10,000	10,000	0	
防火協会費	410,000	378,944	31,056	世帯数(27,162)×1円×12ヶ月+(53町会×1,000円)
高津区民祭協賛金	30,000	0	30,000	
区長歓送迎会負担金	30,000	0	30,000	
人形劇祭り協賛金	10,000	0	10,000	
予 備 費	2,160,291	10,000	2,150,291	子ども会防火ポスターコンクール協賛金
合 計	6,354,291	3,445,664	2,908,627	

※負担金欄中、市全町連会費及び区全町連会費及び防火協会費の世帯数は令和7年度住民組織調査によるもの

以上のとおり報告いたします。

令和8年3月 31 日

会 計 奥 脇 清



---

---

### 令和7年度 会計監査報告書

令和7年度橘地区連合自治会の決算について、令和8年4月22日に関係書類・帳簿等の照合を行い、厳正な監査を行った結果、会計処理は適切に行われておりましたことを報告いたします。

令和8年4月 22 日

会計監査 保 科 卓 也



会計監査 若 林 伸 司



# 議案第3号

## 令和8年度 橘地区連合自治会 事業計画（案）

### 1 基本的事項

- (1) 町内会・自治会の活動情報を相互に交換し、その効率的運営を図る。
- (2) 地域社会の振興発展と福祉増進のため、必要なことについて連絡協議を行う。

### 2 会 議

#### (1) 総会

日 時 令和8年5月8日（金）午後6時30分～

場 所 橘出張所2階大会議室

#### (2) 理事会

随時必要に応じ開催(4月17日に開催。8月、11月、1月、3月に開催予定)

#### (3) 町会長会議

随時必要に応じ開催(5月下旬、8月下旬、11月下旬、1月下旬に開催予定)

### 3 研修会の開催 視察研修等（11月実施予定）

### 4 行 事

#### (1) 第47回橘ふるさと祭り

日 時 令和8年8月2日（日）午前9時15分（予定）

会 場 川崎市民プラザ

#### (2) 第58回橘地区親子運動会

日 時 令和8年10月18日（日）（予備日なし）午前9時

会 場 橘中学校

#### (3) 令和9年高津区賀詞交換会

日 時 令和9年1月9日（土）午後0時30分

会 場 ホテルKSP

主 催 高津区全町内会連合会、高津区社会福祉協議会

#### (4) 第50回橘地区自主防火防災訓練

日 時 令和9年3月7日（日）（予備日なし）午前10時

会 場 橘小学校

### 5 その他

川崎市全町内会連合会、高津区全町内会連合会等の他団体との協力・連携を図るとともに、住民自治組織の発展とより豊かな地域社会づくりを推進する。

# 議案第4号

## 令和8年度 橘地区連合自治会 収支予算（案）

収入金額	6,386,699 円
支出金額	6,386,699 円
差引金額	0 円

### 〈収入の部〉

(単位:円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増△減	備 考
会 費	2,607,552	2,632,320	△ 24,768	各町会世帯数×8円×12ヶ月
交 付 金	760,000	760,000	0	川崎市全町内会連合会から
繰 越 金	3,013,145	2,960,187	52,958	前年度からの繰越金
雑 収 入	6,002	1,784	4,218	預金利息等
合 計	6,386,699	6,354,291	32,408	

※会費欄中、各町会世帯数は、令和7年度住民組織調査票での加入世帯数より算出

### 〈支出の部〉

(単位:円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増△減	備 考
総 務 費	1,094,000	1,094,000	0	
会 議 費	160,000	160,000	0	総会、理事会、町会長会議
事 務 費	240,000	240,000	0	事務用品他
通 信 費	104,000	104,000	0	切手、ハガキ代
渉 外 費	300,000	300,000	0	連合自治会会長交際費等
旅 費	40,000	40,000	0	全町連役員研修会
被 服 費	50,000	50,000	0	会長用ウィンドブレーカー
備 品 購 入 費	200,000	200,000	0	

〈支出の部〉つづき

(単位:円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増△減	備 考
事 業 費	1,130,000	1,130,000	0	
社会福祉費	80,000	80,000	0	橘地区社協へ(高齢者福祉事業補助金として)
親睦活動費	800,000	800,000	0	
親子運動会	300,000	300,000	0	第58回橘地区親子運動会
町会長研修会	500,000	500,000	0	
防災訓練費	250,000	250,000	0	第50回橘地区自主防火防災訓練
事業委託費	10,000	500,000	△ 490,000	橘地区スポーツ活動振興会へ
助 成 費	570,000	570,000	0	
橘地区スポーツ推進委員会	50,000	50,000	0	
橘地区青少年指導員会	50,000	50,000	0	
交通部長会橘支部	50,000	50,000	0	
交通安全母の会橘分会	50,000	50,000	0	
橘地区老人クラブ連合会	50,000	50,000	0	
子ども会橘地区	50,000	50,000	0	
橘消防分団	170,000	170,000	0	
美化運動高津支部	100,000	100,000	0	
表彰慶弔費	250,000	250,000	0	退任町会長・役員記念品等
負 担 金	1,104,754	650,000	454,754	
市全町連会費	54,324	60,000	△ 5,676	各町会世帯数×2円
区全町連会費	81,486	90,000	△ 8,514	各町会世帯数×3円
区社協会費	10,000	10,000	0	
地区社協会費	10,000	10,000	0	
防火協会費	378,944	410,000	△ 31,056	世帯数×1円×12ヶ月+(53町会×1,000円)
高津区民祭協賛金	30,000	30,000	0	
区長歓送迎会負担金	30,000	30,000	0	
人形劇祭り協賛金	10,000	10,000	0	
高津区子ども会防火 ポスターコンクール協賛金	10,000	0	10,000	
橘ふるさと祭り協賛金	490,000	0	490,000	
予 備 費	2,227,945	2,160,291	67,654	
合 計	6,386,699	6,354,291	32,408	

※負担金欄中、市全町連会費、区全町連会費、防火協会費の世帯数は令和7年度住民組織調査票より算出

## 令和8年度 橘地区連合自治会被表彰者名簿

### 1 表彰状[退任町内(自治)会長]

表彰対象者＝在職期間3年以上

令和8年5月8日現在

町内会（自治会）名	氏 名（ふりがな） ※敬称略	在職期間
末長中央町内会	堀越 武 (ほりこし たけし)	10年
末長宗田自治会	吉田 陽子 (よしだ ようこ)	3年
新作第四親和会	中山 春巳 (なかやま はるみ)	5年
久末谷中自治会	柏原 伸悟 (かしはら しんご)	4年

### 2 感謝状[退任町内(自治)会役員等]

表彰対象者＝在職期間6年以上

町内会（自治会）名	氏 名（ふりがな） ※敬称略	在職期間
末長町内会	芹田 征一 (せりた せいいち)	22年
野川東住宅自治会	戸叶 毬子 (とかの まりこ)	30年
野川東住宅自治会	長沼 一枝 (ながぬま かずえ)	25年
野川東住宅自治会	鏑 タミ (かぶら たみ)	20年

## 橘地区連合自治会表彰規程

(趣旨)

第1条 本規程は、本会の町内会(自治会)役員として、本会の発展に寄与した功績顕著な者に対し、感謝の意を表すために必要な事項を定める。

(表彰対象者)

第2条 次の各号に該当する者は、本規程により総会において表彰する。

- (1) 本会の町内会(自治会)会長として、3年以上その職にあつて退任した者。
- (2) 本会の町内会(自治会)の役員として、6年以上その職にあつて退任した者。
- (3) その他、特に功績顕著で必要と認めた者。

(表彰の種別)

第3条 表彰は、表彰状又は感謝状を授与する。但し、記念品を付与することができず。

- (1) 表彰状は、前条第1号に該当した者に授与する。
- (2) 感謝状は、前条第2号及び第3号に該当した者に授与する。

(被表彰者の決定)

第4条 被表彰者の決定は、理事会で審査し決定する。

(故表彰対象者に対する表彰)

第5条 表彰を受ける資格の者が死亡したときは、その表彰状等は遺族に授与する。

(その他必要事項の処理)

第6条 本規程で定めるものの他は、理事会で決定する。

(規程の改正)

第7条 本規程の改正は、理事会で決定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、昭和36年4月1日より施行する。
- 2 この改正規程は、平成3年4月1日より施行する。

## 橘地区連合自治会会則

(名称)

第1条 本会は、橘地区連合自治会（以下「本会」という）と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を高津区役所橘出張所に置く。

(構成)

第3条 本会は、橘地区内の町内会長・自治会長をもって構成する。

(目的)

第4条 本会は、会員相互の親睦を計り、共同の福祉を増進し、併せて地区内の繁栄発展に、寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地区内の防犯、防火に協力し、かつその思想を普及する。
- (2) 町内の清掃美化、保険衛生、環境に関すること。
- (3) 社会事業に関すること。
- (4) 会員の教養、体育の向上及びレクリエーションに関すること。
- (5) 青少年の指導並びに育成を計ること。
- (6) その他会員相互の福利増進を計ること。

(理事)

第6条 本会に、理事12名を置く。

(役員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 会 計 1名
- (4) 会計監査 2名

(理事・役員を選出)

第8条 理事は、会員の互選により各地域から、役員は、理事の互選によりそれぞれ選出し、総会において承認を求めるものとする。

(理事・役員の任務)

第9条 理事及び役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 理事は、会務を審議するとともに、必要事項を処理する。
- (2) 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、之を代理する。
- (4) 会計は、会計を司る。
- (5) 会計監査は会計を監査する。

(理事・役員の任期)

第10条 理事及び役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の理事及び役員は、前任者の残任期間とする。

(参与・顧問)

第11条 会務を円滑に行うため、会長は総会の承認を得て、参与・顧問を置くことができる。

(会議)

第12条 本会の会議は、総会、理事会、及び役員会とする。

(総会)

第13条 総会は、定期総会と臨時総会とする。

- 2 定期総会は、毎年1回会長が招集する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めるとき又は3分の1以上の会員から請求があったとき、会長が招集する。
- 4 総会は、全員総会とし、委任状を含め会員の過半数の出席により成立し、議長は会員の中から選出する。
- 5 総会の議決事項は、次のとおりとする。
  - (1) 会則を設け又は改廃すること。
  - (2) 予算を定めること。
  - (3) 決算を承認すること。
  - (4) 理事及び役員を承認すること。

(5) その他この会の運営上特に必要なこと。

(理事会)

第14条 理事会は、理事の過半数の出席により成立し、議長は会長があたる。

2 理事会は、会長が必要と認めるとき、会長が招集する。

3 理事会の処理事項は、次のとおりとする。

(1) 総会に提出する事項に関すること。

(2) この会の運営上必要なこと。

(役員会)

第15条 役員会は、会長、副会長、会計、会計監査をもって組織する。

2 役員会は、会長が必要であると認めるとき会長が招集し、議長は会長があたる。

3 役員会の処理する事項は、次のとおりとする。

(1) 会務の執行上必要なこと。

(委員会)

第16条 第5条に定める事業を執行するため、会長は必要に応じ、理事会の承認を得てその都度委員会を設けることができる。

2 委員会委員は、会員をもってあてる。

(議決)

第17条 会議の議決は、出席者の過半数で決し可否同数の場合は、議長が決するものとする。

(経費)

第18条 本会の経費は、会費その他をもってあてる。

2 会費は、単位町会・自治会ごとに毎年次の基準により納入するものとする。

加入世帯数×8円×12月

3 既納の会費は、一切返却しないものとする。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日をもって終わる。

(委任)

第20条 この会則の施行について必要な事項は、理事会の承認を得て会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、昭和31年4月1日から施行する。

2 この改正会則は、昭和56年4月24日から施行する。

3 この改正会則は、昭和57年4月28日から施行する。

4 この改正会則は、昭和62年5月22日から施行する。

5 この改正会則は、平成2年4月1日から施行する。

6 この改正会則は、平成9年5月28日から施行する。

7 この改正会則は、令和3年5月7日から施行する。

#### 橘地区連自治会見舞金・弔慰金に関する規程

第1条 次の各号に該当する者に対し、本規程により之を支出する。

(1) 本会の町内会（自治会）長で、1か月以上入院加療、またはこれと同等の者に10,000円を支出し、更に6か月を越えるものに、5,000円を支出する。

(2) 本会の町内会（自治会）長の配偶者で、1か月以上入院加療、またはこれと同等の者に対して5,000円を支出する。

(3) 本会の町内会（自治会）長で、不幸にして死亡したる場合10,000円支出し配偶者に対しては5,000円支出する。

第2条 本規程に定める者のほかは、連自治会長之を定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和36年4月1日より施行する。

## 橘地区連合自治会表彰規程

(趣旨)

第1条 本規程は、本会の町内会（自治会）役員として、本会の発展に寄与した功績顕著な者に対し、感謝の意を表すために必要な事項を定める。

(表彰対象者)

第2条 次の各号に該当する者は、本規程により総会において表彰する。

- (1) 本会の町内会（自治会）会長として、3年以上その職にあつて退任した者。
- (2) 本会の町内会（自治会）の役員として、6年以上その職にあつて退任した者。
- (3) その他、特に功績顕著で必要と認められた者。

(表彰の種別)

第3条 表彰は、表彰状又は感謝状を授与する。但し、記念品を付与することができる。

- (1) 表彰状は、前条第1号に該当した者に授与する。
- (2) 感謝状は、前条第2号及び第3号に該当した者に授与する。

(被表彰者の決定)

第4条 被表彰者の決定は、理事会で審査し決定する。

(故表彰対象者に対する表彰)

第5条 表彰を受ける資格の者が死亡したときは、その表彰状等は遺族に授与する。

(その他必要事項の処理)

第6条 本規程で定めるものの他は、理事会で決定する。

(規程の改正)

第7条 本規程の改正は、理事会で決定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、昭和36年4月1日より施行する。
- 2 この改正規程は、平成3年4月1日より施行する。

## 町内会（自治会）「幟り旗」（通称 桃太郎旗）の作成に関する規程

次に該当する団体に対し、本規程により之を支出する。

橘地区連合自治会へ新規加入する町内会（自治会）に対し、幟り旗を作成し、交付するものとする。なお費用に関しては、橘地区連合自治会が負担する。

附 則

(施行規定)

この規程は、平成14年4月1日より施行する。

## 橘地区連合自治会防災服貸出規程

(趣旨)

第1条 本規程は、本会の町内会（自治会）会員として、防災訓練参加時に貸出するための必要事項を定める。

(貸出)

第2条 借用を希望する町内会（自治会）長は、防災服借用申請書に必要事項を記入し事務局へ申請し、事務局から借り受ける。

(返却)

第3条 防災服を返却する場合は、洗濯後、借用申請書に必要事項を記入し、事務局へ返却する。なお、紛失した場合は、その町内会（自治会）で負担する。

(その他必要事項)

第4条 規程で定めるものの他は、理事会で決定する。

(規程の改正)

第5条 本規程の改正は、理事会で決定する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成16年3月16日より施行する。

## 令和8年度 橘地区連合自治会 町内(自治)会長名簿

令和8年5月8日現在

No.	町内会(自治会)名	会 長 名
1	末長町内会	坂 田 重 男
2	末長光友町会	清 水 節 子
○ 3	末長中央町内会	馬 場 康 雄
4	末長宗田自治会	(代行:総務部長)山田 絹江
5	末長南自治会	池 田 一 朗
○ 6	末長久保台自治会	市 川 香 織
7	東末長町内会	藤 下 貴 雄
8	末長台自治会	藤 井 正 徳
9	末長中町町会	奥 脇 清
○ 10	姿見台スカイハイツ管理組合	中 村 俊 彦
○ 11	ライオンズマンション溝の口自治会	小 泉 省 二
12	梶が谷プラザビル管理組合	藏 田 寛
13	新作第一町内会	若 林 伸 司
14	新作第二自治会	野 秋 康 秀
15	新作第三新和会	中 澤 郁 人
○ 16	新作第四親和会	田 頭 由 美
17	新作第五自治会	内 田 義 一
18	市営新作団地自治会	宗 像 千 代 子
19	千年町会	山 田 昭 一
20	前田団地自治会	齋 藤 吉 正
21	新前田住宅自治会	佐 藤 俊 明
22	千年新町町内会	保 科 卓 也
23	千年新町市営住宅自治会	黒 田 昌 廣
24	千年住宅自治会	杉 山 英 雄
25	子母口南町内会	中 島 和 夫
26	子母口富士見台町内会	佐 藤 静 幸

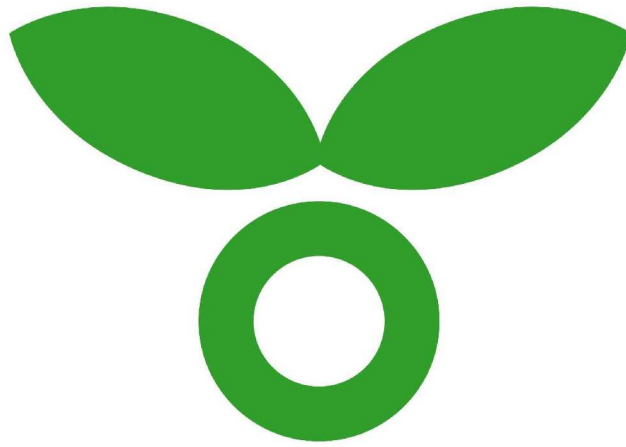
\*No.欄に○印が付いている町内会・自治会の会長が新任の方です。

## 令和8年度 橘地区連合自治会 町内(自治)会長名簿

令和8年5月8日現在

No.	町内会(自治会)名	会 長 名
27	子母口プラザハイム自治会	池 田 み ど り
28	子母口北町会	遠 藤 勝 太 郎
29	久末町内会	森 幸 男
30	久末表A住宅自治会	黒 瀬 清
31	久末表B住宅自治会	松 崎 キ ヨ エ
○ 32	市営久末団地自治会	土 屋 正 一
○ 33	県営久末アパート自治会	古 谷 宏 三
○ 34	大谷第二団地自治会	岩 瀬 賢 彦
35	久末つつじハイツ自治会	荒 井 勲
36	明石穂自治会	安 木 吉 男
○ 37	久末谷中自治会	萩 野 千 恵 美
○ 38	鷹巣橋自治会	國 馬 康 男
○ 39	ルックハイツ日吉自治会	山 口 健 治
40	久末西住宅自治会	川 島 孝
○ 41	蟹ヶ谷自治会	西 澤 達 男
42	市営蟹ヶ谷槍ヶ崎住宅自治会	富 田 勝 博
○ 43	蟹ヶ谷槍ヶ崎南自治会	渡 邊 陽 二
○ 44	蟹ヶ谷清水町会	名 取 志 づ 子
○ 45	蟹ヶ谷古滝町内会	佐 藤 晴 美
46	蟹ヶ谷槍ヶ崎自治会	歳 川 末 義
47	国土交通省蟹ヶ谷宿舎自治会	萩 原 良 俊
48	南たちばな自治会	藤 野 周 平
○ 49	ハイム蟹ヶ谷自治会	永 嶌 京 子
50	蟹ヶ谷住宅2号棟自治会	鈴 木 明 伸
51	明津町内会	秋 元 一 良
52	野川東住宅自治会	柴 田 眞
53	野川中耕地自治会	吉 井 正 明

\*No.欄に○印が付いている町内会・自治会の会長が新任の方です。



# 高 津 区



**【事務局】**

高津区役所橋出張所地域振興担当  
〒213-0022 高津区千年1362番地1  
電話:777-2355 FAX:777-4299  
e-mail:67tatiba@city.kawasaki.jp